

## 職員安否・参集確認メールについて

### 1 災害時の職員動員計画について

青森市地域防災計画において、災害応急対策に万全を期するため職員の動員計画を定めており、地震は震度 5 弱以上で各課等所属職員は自動配備、風水害は災害の規模に応じ配備職員を動員することとしている。

### 2 庁内の伝達方法の現状と課題

#### 現状

○職員間の災害時等の緊急連絡方法については、電話による連絡を基本としており、毎年 3 月末の人事異動時に職員個人の携帯電話番号等を記載した「緊急連絡網」を各課が作成している。

#### 課題

- 発災時は各所属長等から各課職員への電話連絡を想定しているが、各課職員の安否確認に時間を要し、これらの情報を総務部で集約するまでさらに時間を要する可能性がある。
- 令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震規模の震災時は電話の不通や、つながりづらい状態となった。

### 3 職員安否・参集確認メールについて

- 内閣府は令和 5 年度に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」において、安否確認のためのシステムの導入を検討するよう示していることや、県内の自治体においては、令和 6 年 1 月 1 日の津波注意報の対応の際、職員への連絡に苦慮したとの情報があった。
  - これらのことから、今年度導入した一斉送信システムにおいて、地震発生時の震度情報に連動し、事前に登録したメールアドレスに自動でメールを発信、さらに各職員が回答した情報を集計する機能を活用し、迅速かつ正確に職員安否等を確認する連絡手段を整備する。
- なお、風水害時は非常配備態勢で市災害対策本部を設置した時点でメールを発信する。

**対象** 全職員（再任用、会計年度任用職員含む）

### 4 今後の作業スケジュール

- 11 月 28 日 庁議で各部局に説明後、庁内ネットワークでメールアドレス登録を依頼
- 12 月 20 日 各職員のメールアドレスの事前登録完了
- 12 月 24 日 全職員に訓練用メールを送信、各課で登録状況を確認